

「青年学級」の施策化過程に関する一考察

—文部省『社会教育の現状』等行政資料を中心に—

吉川 弘*

A Consideration about the Process of Taking Policies for Youth Study Classes (Using the Administrative Materials Published by The Ministry of Education)

Hiroshi YOSHIKAWA

目 次

はじめに

- 1 青年学級の育成・援助
- 2 青年学級の法制化
- 3 青年学級の充実強化
- 4 制度化企図と職業技術教育の重視
- 5 青年学級育成・援助方策の転換

はじめに

社会教育行政施策を研究していく上で資料となるものは様々であるが、最近では一般に教育白書といわれる文部省編纂の『我が国の文教施策』の中の「社会教育」の項が用いられてもいる。この『我が国の文教施策』が毎年公刊されるようになるのは1988年からであり、それ以前は単発的なものしかない。(1959年及び1965年に『わが国の社会教育』が、1980年に『社会教育の歩みと現状』が公刊されてはいる。) それでは行政関係者だけに配布される資料以外に公刊された社会教育行政資料が全くないかというところでもない。文部省は、1947年から開催した社会教育研究大会の資料として1951年に『社会教育の現状』を編纂し、公刊している。この『社会教育の現状』の公刊は1963年まで続く。また、1959年からは『社会教育必携』を刊行している。この『社会教育必携』は1973年から『社会教育行政必携』となり、1990年からは『生涯学習・社会教育行政必携』となるが、これらは社会教育行政関係者の用に供するものであることはもちろんであるが、一般にも入手できるものである。その意味では公刊されているものである。この『社会教育必携』『社会教育行政必携』『生涯学習・社会教育行政必携』も社会教育行政施策を

*教育学教室

研究する上で大変有効な資料となる。

さて、わが国の社会教育では成人学級、高齢者学級など、人の生涯を発達段階からとらえて対象とし、学習集団として組織化する方策がある。この発達段階に青年というとらえ方があり、この青年をとらえて青年学級という学習集団が編成される。青年学級は当初自然発生的なものであったが、やがて社会教育施策として育成されるという方向をたどっていく。

この青年学級を組織化しようという社会教育施策展開の過程を前述の文部省公刊資料から追ってみようというのが本稿のねらいである。まずは、『社会教育の現状』をとりあげる。『社会教育の現状』が公刊された1951年から1963年の期間は、青年学級の発生から青年学級が全国に普及し、やがて退潮していくという、いわば青年学級の盛衰の時期に相当する。このことから『社会教育の現状』は青年学級施策化の動向を知る上で極めて貴重な資料といえることができる。何故なら、『社会教育の現状』は、文部省年報や社会教育調査報告書と違って国の施策についての説明が施策を講じた主体（文部省）自身の手によって記されているからであり、文部省が青年学級をどのように育成・援助していったのかわかるからである。

ところで、青年学級は1955年を頂点として下降線をたどり、1960年前後から変質していくのだが、1960年前後の施策は『社会教育の現状』では把握しにくくなる。1950年代後半からの『社会教育の現状』は編纂方針が変わり、現状の統計的紹介を主とするようになるからである。そこで、1960年前後並びにその後は『社会教育必携』等の行政関係資料を主な手がかりにしていくことになる。

1 青年学級の育成・援助

青年学級の発端は、戦後の新学制にある。1935年に生まれた勤労青年の学習の場であった青年学校はこの新学制によって廃止せられた（1948年）。そして、勤労青年の学習の場として新たに高等学校の定時制及び通信制の課程が設けられたが、利用するに不便で、結果的には多くの勤労青年の学習の場を失うことになってしまった。戦後の変動の激しかった社会の中で、勤労青年たちはいかにその変化に対処するか悩み、自らの学習の場を求め、夜学会などの開設が各地に起った。これら夜学会の多くは、青年団の学習活動として実施されていった。しかし、夜学会を継続的に実施するにはそれ相当の経費を必要とし、援助を市町村に求めるに至った。その頃各地では公民館運動が盛んになりつつあり、この公民館運動の一環として青年学級が実施されるようになっていく。⁽¹⁾

1949年、社会教育法が制定・公布され公民館が制度化されると、青年学級は公民館の定期講座として開設されていく。また、公民館未設置市町村等では学校開放という形で小・中学校の社会教育活動として開設するところも出てくる。そしてこの年、山形県では青年学級助成費を予算化する。1949年度の統計によれば30道府県に青年学級の開設がみられる。このような状況から、1951年、国は青年学級の委嘱をはじめることになる。この年度の研究委嘱青年学級の数184、山形、宮崎の両県で研究協議会を開いている。研究協議の課題は、イ 青年学級の性格と運営組織、ロ 教育計画と評価、ハ 学習活動と指導、

二 施設と財政、となっている。

この1951（昭和26）年に開催された社会教育研究大会の研究資料として『社会教育の現状』が文部省からはじめて提示されたということになる。『社会教育の現状』には、「青年学級」と題して、

「青年学級は、学校開放の社会学級講座又は公民館定期講座の中に含めてやっているところと、青年学級の名称で青年自身の団体を基盤に実施しているところがある。義務教育を終了してから、学校へ通学していない青少年の数は極めて多数であるが、地域の実情に即し、青少年の教養を高める上においてこの青少年学級の形態による社会教育活動の占める地位は非常に重い。そこで本省においては、青年学級の実態を調査し、そのカリキュラムにつき検討を加え、その運営に関して参考となる資料を作成することの必要を認め、参考資料の作成中であり、今後研究集会その他の方法により、更にこれを掘り下げて研究すべく調査を進めている。」⁽²⁾

と記されている。この時点では、青年学級の実態の調査という段階であるが、青年学級は義務教育終了後通学しない数多くの青少年に教養を高めるための社会教育活動の場を提供するものとしてとらえられている。

翌1952年の『社会教育の現状』では、「青少年教育」の項で、

「青少年が、一般的教養を高め、職業的知識、技術を養い、地域課題の解決に当るため近年急速に発達し、その数の増加とともにその実質も益々充実しつつあり、法制化の問題も当面の重要問題となりつつある青年学級は、青少年教育中極めて大きな課題である。」⁽³⁾

と述べている。「法制化」が文中に記されたことが注目される。

また、「方法別にみた社会教育」の中で「青年学級」をとりあげ、青年学級の概念規定を行っている。さらに、文部省に青年学級研究会を設けていることから法制化への準備が始まったと考えられる。

「昭和26年5月20日文社社第221号をもってはじめて青年学級に関する文部省の通達が全国の教育委員会に出されたがこの中で『青年学級、勤労青年学級、青年講座、職業教育講座等の名称をもって、主として勤労青少年を対象として行われる社会教育の講座を青年学級という』と規定しているが実際にはこれで問題の解決を見たのではなく、青年学級の発展にともなって多くの問題が発生して来ており、包括的な概念規定のみではこれらをたゞ混乱に導くだけで教育行政の上からも又実際活動の面からも甚だ不利であると言わざるを得ない。しかしながら青年一般の希望や市町村、公民館、学校等の一般的要望、それに日青協の要望等にも夫々食い違いがあり又社会教育の立場からもそれらの要望には一定の限界を認めざるを得ない。根本的には全勤労青年教育という問題に対する行政つまり国家の政策をいかに実現遂行するかという重要な問題が潜んでいるのである。このように青年学級に対する考え方が立場によって異っている現状なので、これを割切って簡単に規定してしまうことに大きな危険があるといえよう。即ち青年学級は自然発生的と言われるが青年学級の性格規定もその事実から出て来ると言えるのである。しかしこれから論を進めるにあたって『勤労青年を対象として年間を通じ組織的計画的

に行われる、職業および教養に関する社会教育活動である』と規定しておく。なお、文部省社会教育局に設置されている青年学級研究会では青年学級の性格について一応次のような結論を出している。イ、青年学級は社会教育として行われる。(ただし調整の問題は残る) ロ、学習活動は社会の課題に立脚して行われる。ハ、青年学級は地域性、職域性の上にある。したがって一週間や10日間の講習会や講座等を指すのではなく計画的に相当長期にわたり市町村や団体等によって行われる社会教育活動を指すものである。』⁽⁴⁾

青年学校の廃止に伴い全勤労青年に対する教育政策をどうするかが大きな問題となっている中で、青年学級をどう扱うか思慮している様子がうかがえる。文部省はとりあえず社会教育として青年学級をとらえようとの姿勢である。(勤労青年に対する学校教育として定時制及び通信制高等学校が既に制度化されていることでもあるし。)一方、『社会教育の現状』には、青年学級のひろまりとともに市町村、公民館、学校、さらには日本青年団協議会(日青協)等から様々な要望が出されていることも記されている。文部省がその動きをどう認識し、青年学級育成方策を考えていたかをつづけて見てみると、

「現在の青年学級で看過出来ないのは法制化問題である。……一般的に言えば市町村、公民館、学校等の現物(ママ)では法制化することによって財政面の援助を望み、それにより(1)専任指導者の設置(2)施設の充実を期待しており更に(3)クレジットを与えてほしい(4)運営は自主的にやる等の意見が出されているが青年一般の声は明確に反映されていないので正しく知ることは出来ない、ただ部分的に知り得たところでは市町村に設置され充実されること望んでいるようだが受講を義務づけられることには反対の気運が感ぜられ、それ以外についての意見は区々である。これに対し日本青年団協議会では昨年より特別教育対策委員会を設置して研究し、その結果を『青年学級法制化促進に関する要望書』にまとめ昨年7月第一次第二次と二度にわたり国会や文部省に働きかけて来たが、更に第13回国会に『青年学級制度確立に関する請願』を提出し第806号として受理されている。しかるに本年5月福井において開催された第2回日青協大会においては、今までの主張とは異った『青年学級法制化反対』が決議されるに至った。このようにそれぞれの立場から異った意見が出されており法制化に対する賛成、反対の意見はともにある内容を予想してのことであるのは当然だが、又いかなる内容でも法制化すべきではないという立場もあるわけである。これらに対して文部省は、必要から生まれた自主的な青年学級をいかに育成するかという態度で現在研究中であるが、もし法制化するとなれば勤労青年の自主性を損なうことなく財政的な面のみ限定した援助の方向をとることになるであろう。」⁽⁵⁾

と述べている。「勤労青年の自主性を損なうことなく財政的な面のみ限定した援助の方向をとる」となっているが、日青協はこのことに納得しなかったのであった。

2 青年学級の法制化

1953(昭和28)年度になると、この青年学級法制化をめぐる文部省と日青協の対立が表面化してくる。文部省は都道府県や市町村の要望を受けて法制化の方向に進もうとす

るのに対し、日青協のほうは反対運動を展開していくのである。その様子をまず文部省『社会教育の現状—昭和28年』で見よう。

「青少年教育で、現在問題点となっているものを挙げると(1)青年学級振興に関する法律を制定する必要があること。(2)青年学級指導に関する有給並びに有志指導者が不足であること。(3)青年学級振興に要する経費に対し多額の助成が要望せられていること。」⁽⁶⁾となっている。

この年度版から「青年学級」は「方法別にみた社会教育」の章の独立項目になり、その中で、

「青年学級の現状は、関係者の努力にもかかわらず決して満足すべきものではなく、むしろ今後解決されなければならぬ多くの問題が山積している」

と述べ、「青年学級の問題点」として次の3点をあげている。

「(1) 青年学級の性格——青年学級には二つの役割がある。一つは学校教育の補助的役割、つまり勤労青年の学力の補充即ち高等学校的な任務である。他の一つは社会人としての具体的な問題が共同学習の形態で自由に行われる青年の社会教育としての役割である。昭和28年3月、大宮市において開催された全国青年学級講習会では青年学級の性格は『勤労青年の教育的必要に基き地域社会の協力を得て編成され、且つ勤労青年が自主的にこれに参加し、責任を分担する共同学習の組織』と結論づけられた。

(2) 青年学級の財政と法制化——現在青年学級の最大の悩みは経費と指導者の不足による運営の行きづまりである。昭和25年頃から、法制化をめぐって賛否両論がなかなか活潑である。文部省は法制化については、必要から生れた青年学級をいかに育成するかという態度で目下慎重に研究をすすめているがもし法制化するとなれば、社会教育の本質に立脚して、青年の自主的活動を尊重し、それに経済的援助を与える方向をとることになるであろう。その骨子として考えられるところは、市町村の社会教育として行われる青年学級について、一定の用件を具えたものに補助金を支出するということである。そのために自主的に民間団体等で行う教育的諸活動には何等の拘束を加えるものではない。

(3) 青年学級の指導者——指導者については専任的なものが少ないので社会教育行政上の措置としては、社会教育主事の設置・公民館職員の充実が今後大いになされなければならない。これら指導者が充実されれば青年学級においても中心的指導者として助言者、演出家の役割を果し得ることになるので地域内外の学識経験者の活用が一層効果的に行われるであろう。」

そして、「文部省として今年度次のようなことが予定されている」としている。

「(1) 青年学級育成援助のための法制化、(2) 青年学級に対する補助金の交付、(3) 青少年指導員の設置補助金の交付、(4) 青年学級参考資料の刊行、(5) 青年学級研究協議会の開催、(6) 青年学級主事講習会の開催」⁽⁷⁾

かくして、青年学級の経費援助と指導者確保のための法制化が文部省によって進められていくのである。なお、「青年学級の財政と法制化」のところで、「自主的に民間団体等で行う教育的諸活動には何等の拘束を加えるものではない」と述べており、日青協への配慮

が見られる。

一方、日青協は、先の記述にあるように日青協結成大会として開催された1951年の第一回大会で、最初青年学級法制化に積極的態度を示した（賛成決議までしている）。『日本青年団協議会二十年史』によれば、

「熊本県団が『青年学級法制化の件』と銘うって議案を提出し、『新制中学卒業後70%の者が進学に恵まれず勤労にはげんでいる。しかもこれら勤労青少年こそ郷土にとどまり、郷土を愛し、青年団運動の中心になる中堅層である。しかるにこれら青少年層に対する国家予算は驚くほど少額しか支出されていない。このような現状のなかで、町村や町村青年団によって自発的に青年学級が展開されているが、その実態をみると、経費でゆきづまり、あるいは指導者、教科内容の不一致で、せっかくの芽が崩壊しようとしている。このため恵まれない勤労青少年に対する教育を重視する意味から、勤労青少年に勉学の機会と余暇をあたえ、あわせてこれに必要な経費を国庫で負担し、さらに卒業資格の確保を図るなどの処置を国が当然おこなうべきである。――と青年学級法制化の主張を述べたのである。討議の結果、この法制化によって、せっかく自主的に運営されてきた青年学級が、画一化されたり、官制化されるのではないか、また、六・三・三の新学制との関係はどうなるのか、などの反対意見も出されたが、大勢は法制化を支持する意向が強く、結局最終的には、青年教育振興対策委員会を強化して、青年教育特別対策委員会とし、これに付託して対策をたてていくということで、この件は可決された。』⁽⁶⁾

のであった。しかし、その翌年（1952年）の大会では一転して反対決議をする。

「青年学級の法制化に対する日青協の態度は、二十六年度中は法制化促進の立場でその対策がたてられてきていたのであったが、二十七年にはいと文部省当局と日青協との間に、例えば社会教育のワク内で法制化するかどうかなどをめぐって意見の食いちがいがみられるようになり、……文部省の施策に対して日青協執行部は、強い不信の念を抱くようになった。このため青年学級の法制化に対しても、これを危惧する意見が出てくるようになったのである。……静岡県団は、この大会に『青年学級の自主性確立及び法制化反対』の議案を提出し『この一年間で大きく社会情勢が変ってきた。今日のような逆コースや中央集権、官僚統制への復帰、全体主義的な傾向のある中での法制化は、文部省のいつているような財政的裏づけのみでは終らなくなる。とくに青年の自主的な勉学意欲に根ざさず、青年団が運営の主体者にならないような青年学級の振興対策は、有害無益である。』――と述べて法制化反対の線を強く打ち出した。一方、熊本県団は、前回と同じように『青年学級法制化実現促進について』の議案を提出したので、ここにまったく相い反する議案が審議に付されることになったのである。……最終日の本会議、会長が執行部を代表して『昨夜、常任理事会を開いて、今朝まで徹夜で自主性が確保できるような法制化ができ得るかという点について討議した結果、不可能であるという見解に達したので、常任理事会としては法制化反対の態度を決定した』と述べたので、議場はこの言明をめぐってがぜん論議が沸とうし、緊迫した空気につつまれた。そして一旦休憩後再会された本会議でも……二時間余りに及んだ白熱した賛否の討論の末採決し

たところ可否同数で、しかも過半数に達しなかったため、再度討論にはいり、賛否両論の代表討論をおこなったのち、採決した結果、法制化反対七十九、賛成三十三で、ついに歴史的な『法制化反対』が可決された⁽⁹⁾

とある。そして、日青協の法制化反対運動が展開されるが、文部省による青年学級法制化は進められ、1953（昭和28）年8月14日、青年学級振興法が制定・公布される。青年学級法制化に反対した日青協はその後独自に「勤労青年教育基本要綱」を策定し、青年団主体の「共同学習」運動を展開する。「勤労青年教育基本要綱」は、

「われわれは、日本国憲法にもとづき勤労に従事する青年が正しい教育をうける権利をもつことを確認する。……勤労青年は新しい日本を創造しようとする高い精神をもって科学と技術を学びながら郷土と産業の現場で活動しなければならない。このためには既成の制度にとらわれず、望ましい勤労青年教育体制の確立を目指してすべての勤労青年が討議し、これを強力に推進する必要がある。われわれはこの望ましい勤労青年教育が、次の各項の趣旨に合致すべきものである」として、「一、基本的人権に立脚したものであること。二、教育の機会均等の原則をつらぬくものであること。三、不当な統制的支配や政治的干渉をうけないものであること。四、自主的な人間を形成するものであること。五、勤労と学習の正しい結合を実現するものであること。六、共同性を高める教育であること。七、正しい社会活動を行なうものであること。八、広い視野をつくりあげる教育であること。九、平和のために努力する青年をつくる教育であること。十、勤労青年の教育体制は青年自身の要求によって実現されるものであること。」⁽¹⁰⁾

を主張する。この「勤労青年教育基本要綱」にもとづく「共同学習」とは、青年たちが共通に有する身近な生活上の問題を解決するために共同で学習し、実践し、さらに生ずる問題の解決のために共同の学習・実践を繰り返していく学習活動である。日青協はこの共同学習を青年団活動の中心にすえ、「青年団主体性確立三ヶ年計画」をたて、強力な運動として展開していく。⁽¹¹⁾ この運動はまさに公的機関によって進められようとしている青年学級に対抗するものとして生み出されたのであった。

さて、このような状況の中で制定・公布された青年学級振興法であるが、その概要は以下の通りである。

・青年学級の基本方針

「青年学級は、勤労青年の自主性を尊重し、且つ、勤労青年の生活の実態及び地方の実情に即応して、開設し、及び運営しなければならない。」（第三条）

・開設及び実施機関

「青年学級は市町村が開設する。」（第五条）

「青年学級の実施機関は、原則として、市町村の設置する公民館又は学校とする。」

（同条第3項）

・青年学級主事

「実施機関に青年学級主事を置く。」（第九条）

・青年学級講師、青年学級講師補佐

「実施機関に青年学級講師を置く。」（第十条）

「実施機関に青年学級講師補佐を置くことができる。」(同条第2項)

・ 国庫補助

「国は、左の各号に掲げる要件をそなえる青年学級を開設する市町村に対し、予算の範囲内で、その運営に要する経費の三分の一以内を補助する。

- 一 学級生が三十人以上であること。
- 二 開設期間が一年以上であること。
- 三 学習時間数が年間百時間以上であること。
- 四 学習が継続的に行われること。

(以下略) 」

3 青年学級の充実強化

青年学級振興法が制定・公布されたその翌1954年の『社会教育の現状』は、1953年の調査結果として1952年度中の青年学級の開設・運営状況を掲載している。開設市町村数は6089、開設率は、区市ではわずか4%であるが、町では18%、村では78%となっている。学級数は9067、区市の青年学級の占める割合は7%、町の青年学級は18%で、村の青年学級が73%を占めている。村での開設が盛んなことがうかがえる。また、青年学級の問題点として、

- (1) 「基本的な考え方」では――「青年学級とは何か、ということが青年学級の発生以来数年を経過した今日においてもいまなお問題になる。何故に青年学級の性格がこのように論じられるのであろうか。それはいろいろに解釈できようが、イ、問題を含む青年学級の現状に対する、指導的、批判的な役割を果させる意味において、ロ、国民教育体制確立という主として制度的な問題と取り組むために、というのがその主な理由と考えられる。現存する青年学級を見る目にしても、イ、かゝるものはあるべきではないとする全然否定的な立場、ロ、青年学級の存在を過渡的に肯定し、それは定時制高等学校が全勤労青年のために質的転換を果すための役割をもつものであるとし、その故に堅実な発展を期待する立場、ハ、現行制度の上には勤労青少年教育の各種の施設、事業があり、その一つである定時制高等学校は是非充実される必要があり心身の能力あるものには進学のための措置が講じられなければならない。それと同時に青年による共同学習の組織としての青年学級の果す役割があつて、学校制度によるものとは異った意義を有すると考える立場。このように基本的な考え方についても種々の論議があるけれども一般的には社会教育という規制を本質的には受けていると考えられる。すなわち、社会教育とは学習の主体者と文化的環境との間(又は中で)で行われる民主的自律的な教育であると言えよう。従つて青年学級もまた青少年の参加して行う社会教育の一形態であるから、かつて勤労青年教育機関であつた実業補習学校、青年学校とは教育の本質において全然異なるものであることが了解されよう。」⁽¹²⁾

としている。青年学級が学習者の自律的活動としての社会教育であること、青年学校とは本質的に異なるものであること、を説いていることが注目される。

- (2) 「青年学級振興法に関する問題点として」では――「法律に対する一般的観念が従来

からともすれば、統制的、規制的なものとなされ、青年学級振興法もそのようにうけとられているうらみがある。最近『法制化されてから青年学級がうまく行かない』という声を聞くことがあるがこれについて二つの問題があると考えられる。その一つは法制化以前からの問題であるところの経費、指導者、学習内容、方法に関するところで法の施行によって経費、指導者の面は幾分でも緩和されつゝあるとしても内容、方法そしてそれをさゝぐる基本的な考え方については有効な変化に関係がないということである。青年学級の運営にとって基本的な重要性をもつ経費、指導者の課題については、この法を根拠に国、都道府県、市町村の一層の努力が痛感される。もう一つ考えられることは先にもふれたように法のうけとり方から来る問題であって形式主義というか補助金申請のための書類はできているが考え方なり、手段なりがそれに伴わず、法の本質が実際にはいかされていない、むしろマイナスになってくるという場合である。これが講師依頼の場合、学習計画立案の場合、学級生の自主性尊重という場合にきゅうくつなものになりひいては浮き上がった精彩を欠く青年学級になってしまうことである。』⁽¹³⁾

と述べている。法制化はなされたが、法の本質は必ずしも広く理解されていないことが文面に見えるし、経費や指導者の問題は緩和されつつあっても青年学級の内容、方法については問題をかかえていることが指摘されている。この青年学級の内容、方法上の問題がやがては大きな問題となり、青年学級の存立をおびやかすものになることが既にこの時点でうかがえる。(1960年代に入って青年学級が衰退していく大きな原因として、学級生自身並びに関係者の多くは、青年学級の内容、方法が勤労青年たちの希望に沿っていないことをあげている。⁽¹⁴⁾

(3)「指導者について」では――「この問題は少し掘り下げてみると、イ、講義をさせる講師、裁縫を教える講師という考え方が強いこと、ロ、終始そのみに頼ろうとする傾向のあること、ハ、85%以上が本務に多忙な学校教職員であること、ニ、民間指導者が20%も協力していること等が一般的傾向として特色づけられる。これらの問題は青年学級全体の否社会教育全般の諸問題との関連において解決への方向を見出さなければならぬがこの問題だけを取り出してみても人の問題には人をもってあてることが常道だとすれば、まず第一に町村合併の問題とか職員の共同設置等の観点からでも市町村に社会教育法に基く社会教育主事が設置されることが必要であり、次に公民館職員の充実が考えられなければならない。」⁽¹⁵⁾

としている。青年学級指導者が学校教職員によって支えられている様子がわかる。

(4)「施設、教材の整備について」では――「昭和27年度文部省指定研究青年学級の運営上の問題点のうち設備、備品、テキスト、教具に関するものは次のとおりである。イ、設備、備品が不備で困るとするものが最も多くなかでも、机、腰掛などが小さくて困ると訴えている、ロ、テキスト、教材など適当なものをつくってほしい。ハ、小中学校の教室を借りて実施しているところは、学校本来の目的に使用するのでその制約を受け、学習したい日に使えないことがあり、あいている時に使うには、土曜の午後、日曜日、平日の夜間を利用しなくてはならないので非常に不便である、ニ、町村の地

域が広いので学習場所の選定に困難が多いため出席が低下する、ホ、割烹設備がほしい、ヘ、照明設備がほしい、ト、暖房設備が不完全である、チ、実習地がほしい、リ、実習設備がほしい。このような課題に対してまず第一に考えられるのは公民館の充実である。」⁽¹⁶⁾と述べている。いかに青年学級の施設設備が貧弱であったかをうかがい知ることができよう。これを公民館の施設設備の充実で解決しようとしているが、同資料の「公民館」の項の「公民館の問題点」⁽¹⁷⁾を見る限り、それは困難というしかない。(公民館自身施設設備の充実がほとんど進んでいないのであるから。)

ところで、1954年度における青年学級振興のための施策として掲げられているものを見ると、

(1) 国庫補助金の公布、(2) 指定研究青年学級の委嘱、(3) 指導者講習会の開催、(4) 研究協議会の開催、(5) 実験学級の開設、(6) 指導資料の発行、(7) その他—NHKを通じての「青年学級の友へ」の放送

がある。

つづいて1955年度の『社会教育の現状』であるが、「青年学級の現状」を述べた後、「青年学級の問題点」として、「勤労青年教育体系中に占める青年学級の位置」「青年学級主事、講師について」「青年学級の対象について」「青年学級の学習内容について」「施設、設備について」の5点をあげている。青年学級主事・講師、施設・設備については前年度と同様な指摘であるので、ここではこれら以外の3点についてとりあげてみよう。

(1) 「勤労青年教育体系中に占める青年学級の位置」——「青年学級の性格論は一応の落ちつきをみたようである。……青年学級というものは、勤労青年教育の体系中にどう位置づけるべきであるかということが、最近の青年学級論の焦点となっている。(社会教育審議会) 青少年教育分科審議会で審議した答申のなかにも『勤労青年教育のための諸制度は総合的に有機的な連関を保って運営される必要があるのであって、働きながら学ぶ青年が学びやすくその生活に役立つようなものにならなければならない。ことに青年学級の振興の方策を考えると、勤労青年教育の総合的な振興を図る必要があるという立場から、定時制高等学校の改善の振興も併せて考えなければならないのであって、このことはとくに留意されなければならない。』と述べている。……青年学級を、勤労青年教育体系のなかに正しく位置づけ、育成して行くことが、青年学級を振興するための要点であり、それがひいては、全勤労青年に教育の機会均等を保障することにもなるのである。」⁽¹⁸⁾

青年学級を勤労青年教育体系の中に位置づけ、すべての勤労青年に教育の機会均等を保障するという考え方は果たして当を得たものであったのだろうか。青年学級の実力は文部省自身がわかっていたと思われる。(文部省はこの年、社会教育調査を実施し、青年学級をくわしく調査している。)とすると、そう位置づけることによって逆に青年学級の活性化を図ろうとしたのであろう。そのことが文面にも見える。後に(1963年)、文部省は「勤労青年学校」を施策化する。むしろ通学していない勤労青年のうちの低年齢層—高等学校生に見合うおよそ18歳ぐらいまでの者をこの勤労青年学校で学ばせ、このほうで全勤労青年の教育機会を保障しようと考えたと思われる。しかしこれは後のことで、この時に

は、次の「青年学級の対象」に見るように青年学級生の拡大をねらったものであった。(調査では青年学級の退潮の兆しも感じられるのである。)

- (2) 「青年学級の対象」――「青年学級振興法は、青年学級の対象を『勤労に従事し、又は、従事しようとする青年』といて、これ以外のなんらの規定も設けていない。……青年学級は、学校教育をうける機会に恵まれない勤労青年のためのものであると同時に、同じ地域職域に生活する青年たちが、自分たちの課題をもちより、共同で学習する自由な、自主的な学習の組織である。このような、青年たちの共同の課題を共同で学習するという組織としては、年齢においても義務教育終了後25才くらいまでの青年を広く対象とすることになろうし、学歴においても高等学校に行かない者と限定する必要もない。」⁽¹⁹⁾

としている。なお、対象の幅を広げたことは青年学級生の確保のねらいといってもよからうが、年齢幅を25歳くらいまでとすることによって、青年学級を二分し、やがて低年齢層は勤労青年学校(高等学校教育の補充的役割を果たす)で学ばせ、もう一方において高年齢層を青年学級で学ばせるという考え方も見えてくる。後の勤労青年学校の出現からすると、この時青年学級の二分化構想が出ていたのかもしれない。しかし、『社会教育の現状』はそこまではふれてはいない。

ところで、文部省統計によれば、学級生の減少は皮肉にも青年学級振興法施行2・3年後には起りはじめているのである。(表「青年学級等の推移」を参照。)

- (3) 「青年学級の学習内容」――「青年学級振興法は、青年学級の目的を『实际生活に必要な職業又は家事に関する知識及び技能を習得させ、並びにその一般的教養を向上させること』にあると規定している。青年学級の学習内容をいかに編成するかということは、勤労青年教育体系のなかにおける青年学級の位置づけの問題にも関連するのであって、青年学級問題の一つの焦点である。……青年学級の教育計画を考えると、どのようなことをその基底として、考慮しなければならないであろうか。……現在言い得ることは、次のような事項が、教育計画の構成において、考慮される必要があろうということである。イ、勤労青年の希望―青年学級は、あくまでも青年の自主的、自発的な希望と欲求にそうものでなければならない。ロ、青年学級の目的―勤労青年の全人格的な調和のとれた育成を図るため、職業、家事に関する学習一般教養の学習が行われることが、法において青年学級の目的とされている。ハ、地域の実態―勤労青年の生活の実態、地域・実情に即応して実施されるべきものである。ニ、勤労青年教育の推進―青年学級は、勤労青年教育の一環として実施されるものであるので、教育の機会均等の保障の趣旨にそうものであり、青年の課題解決学習の場を供与するものであり、また適当に体育、レクリエーションも取り入れたものでなければならない」⁽²⁰⁾

このように青年学級の教育計画立案の一般原則が述べられているが、やがて(1956年)、文部省は「青年学級学習課程編成資料」を示す(社会教育審議会の審議の結果として)。「青年学級学習課程編成資料」は、「一般教養部門」と「職業部門」から成り、その内容は次のようになっている。

「一般教養部門」

(一) 人文に関するもの、(二) 社会に関するもの、(三) 自然に関するもの、(四) 芸術に関するもの(その1)、(五) 芸術に関するもの(その2)、(六) 体育保健に関するもの

「職業部門」

(一) 職業一般に関するもの、(二) 農業に関するもの、(三) 林業に関するもの、

(四) 水産に関するもの、(五) 商業に関するもの、(六) 鉱工業に関するもの、

そして、それぞれについて、単元名、主題、関連領域、映画・幻灯画、録音教材・通信教育、ねらい、が記されている。⁽²¹⁾

「青年学級の推移」

年度	青年学級		勤労青年学校		青年教室	
	学級数	学級生数	学校数	学級生数	教室数	教室生数
1952年度	13,628	892,087				
1953	16,159	1,064,269				
1954	17,606	1,091,734				
1956	16,034	859,958				
1959	11,869	715,289				
1962	8,530	421,986				
1964	7,736	364,751	35	9,026		
1969	4,283	200,609	48	11,769	2,063	65,247
1974	2,035	88,148	-	-	2,915	97,207
1978	1,411	51,832	-	-	4,042	150,127
1983	1,382	46,390	-	-	4,110	177,923
1986	1,206	42,686	-	-	2,771	117,872
1992	926	27,834	-	-	2,325	101,283

文部省：『社会教育の現状』、『青少年教育の現状』⁽²²⁾及び『社会教育調査報告書』⁽²³⁾から作成

4 制度化企図と職業技術教育の重視

さきに1950年代後半からの『社会教育の現状』は編纂の方針が変わり、社会教育の現状を紹介する刊行物になったと述べたが、1956年の『社会教育の現状』は青年学級の現状を調査に基づいてかなり詳しく報じている。1957年版も同様であるが、1957年の『社会教育の現状』は青年学級の問題点を説いている。1950年代前半の記述の仕方がまだ若干残っている。その「青年学級の問題点について」では

「青年学級が、勤労青少年にとってみ力ある学習の場としてその内容及び運営を充実す

ることは、わが国の勤労青少年教育の振興に極めて重要なことである。特に青年学級における実際生活に役立つ職業技術教育の充実促進の必要性が痛感されるにいたった。職業技術教育実施に当たっての問題点を掲げると、(1) 対象—現在の青年学級の学級生は、年令的にみると18才未満のものが最も少いのである。即ち、義務教育終了後の2、3年の勤労青少年の層(15~18才)が、青年学級において学習する率が極めて低いのである。…働きながら学ぶ場としての青年学級においては、その対象を特に15~20才までの青少年に重点を置き、学級生の年令に応じた教育を行うよう研究する必要がある。(2) 教育内容—青年学級を真にみ力あらしめ、勤労の余暇を利用して学習意欲を強めるものは、その教育内容にあるから、勤労青少年の意欲に合致した教育内容の編成およびその実施については、多くの検討すべき問題を含んでいる。(イ) 学習課程—実際生活に結びついた学習課程の編成、特に技能習得目標の明確化、(ロ) 学習形態—教育効果を高めるための学習内容別による具体的なコース制(例えば、農、工、商等)および学習程度に応じた段階別コース制(例えば、年令別による上、中、初級等)の採用。図書視聴覚教具、実験用具等各種の適切な教材の利用による学習方法ならびに年間学習時間の検討、(ハ) その他—2、3男に対する職業技術教育のあり方、(3) 修了者の資格—青年学級における所定の学習課程の修了者に対しては、一定の資格附与の制度を考慮し、特に技能習得の意欲を増進させ、修了者の社会的地位の確立をはかるための措置を研究する必要があると考えられる。(4) 職員組織—青年学級の運営を適正にし、その効果を高めるためには職員の質的向上をはかるとともに指導者の養成に努めるなど職員の充実をはかる必要がある。専任主事、講師の充実、特に講師についてはすぐれた講師が容易に得られるように青年学級講師団の編成等について必要な対策を研究することが痛感される。また、主事、講師の研修の機会を計画的に設けて、実際的な効果ある研修方法につきじゅうぶん検討する必要があるものと考えられる。(5) 施設・設備—青年学級においては、従来から学習上の施設設備がきわめて貧弱であって、じゅうぶんな学習効果をあげ得ないうらみがあった。特に職業技術教育のための実験実習設備をすみやかに整備充実する必要がある。このため、実習実験施設の設置奨励について、特に必要な対策を講ずることが考えられる。なお、職業技術教育の普及充実のためには、大学、高校、会社、工場等の施設設備の利用についてもじゅうぶん研究する必要がある。(6) その他—以上のほか、青年学級の普及充実を促進するために、現行の青年学級の開設主体及び実施機関の範囲の拡大についての検討ならびに学校、会社、工場等との協力態勢の強化、特に地域社会の協力態勢の確立についてじゅうぶん研究する必要がある。」⁽²⁴⁾

と述べている。このように1957年の『社会教育の現状』の青年学級の問題点の指摘は「青年学級における職業技術教育の問題点」なのである。青年学級の運営の重点が職業技術教育に移っていることが注目される。このことは青年学級の学級生の主たる年齢層が18歳未満からそれ以上の年齢層に移っていることにもかわりがあると考えられる。高等学校の補足的機能を求めた1953年の時と様変わりしたということでもある。また、修了者の資格付与について言及していることも、青年学級の勤労青年教育体系への位置づけという観点からと思われる。さらに、職業技術教育のための実験実習施設の設置がうた

われているが、これが具体的要求となり、やがて「青年の家」の設置につながっていくわけである。⁽²⁵⁾ また、青年学級開設主体・実施機関として会社、工場があげられているが、企業内青年学級の実現を示唆している。

ところで、この青年学級の問題点であるが、これらは1957年の社会教育審議会答申「青年学級の改善方策について」並びに1958年の中央教育審議会答申「勤労青少年教育の振興方策について」でもとりあげられている。両答申とも青年学級の改善方策については内容的に同じであるので、ここでは社会教育審議会答申をとりあげることにする。答申は、

「青年学級が、わが国勤労青少年教育の上にしめる重要性にかんがみ、働きながら学ぶ場としての青年学級を改善整備して、勤労青少年に対し、実際生活に役立つ知識および技能を習得させ、あわせて勤労をたつとび責任を重んずる有為な国家、社会の形成者としての育成に資するよう、その充実振興をはかることは極めて緊要なことである。かかる見地から、現行青年学級の改善方策について慎重に調査審議した結果、青年学級の内容および運営等、次の諸点に関し改善を要するとの結論に到達した。」

とし、現行青年学級の開設については、

「市町村の任意開設となっているが、すべての市町村が責任をもって積極的に青年学級を開設するための具体的方策について検討すること。なお、市町村のほか、会社、工場等も青年学級を開設し、各職域における勤労青少年の教育を促進するよう配慮するとともに、都道府県も開設できるようにすること。」「教育内容—勤労青少年の実際生活に役立つ職業的な知識技能を習得させるとともに国家、社会の形成者として豊かな教養を養うにたる魅力ある教育内容とすべきである。」

と述べている。さらに、学習形態として、

「青年学級の学習を効果的に進め、その教育効果を高めるために、一定の学習計画のもとに次のような事項について配慮することが必要」

とし、コース制をあげるとともに、

「年間学習時間は少なくとも300時間を下らぬことを標準とすべきである。」

と述べている。また、修了者の資格についても、

「所定の学習課程の修了者に対しては、高校の単位取得と同等と認定するような方法を考慮するとともに、習得技能を審査してその習得度を全国的な一定の基準によって証明し、所定の資格を附与する制度を実施する等…」

としている。職員組織についても、

「専任主事、講師の充実」、「講師団の編成」

を掲げている。1957年の『社会教育の現状』がこの答申のもとになったものであることが明白である。このような青年学級改善方策を見ると、青年学級が当初の頃の考え方から大きく変化していることに気付くのである。その変化とは、青年学級をむしろ拡大して市町村必置のものとし、勤労青少年教育機関として制度化しようとする方向である。この提言が果たして青年学級の実情をどの程度とらえてのものであったか、当時の青年学級の実態からはかなりかけ離れた内容というほかはない。

また、さきにふれたように改善策の中のもう一つの注目点は職業技術教育の重視であった。1958年の中央教育審議会答申「勤労青少年教育の振興方策について」でも、「今日要望の強い産業技術教育については従来特にふじゅうぶんな点が多いと認められるので、これを充実させることに重点をおくことが必要」とし、青年学級について「職業的技術・知識に関する学習を強化し、年間学習時間の増加を図ること。また学習内容別のコース制ならびに学習程度に応じた段階別コース制の実施を図ること。」と述べている。この提言から、「青年学級育成費補助金補助要項」には、「一般学級」と「職業学級」が示されるようになる。

「一般学級」とは「職業学級以外のもの」で、

ア 義務教育終了後の勤労青年の教育を主として対象とするもの

イ 日常の実際生活に即する職業人としての基礎的教養の習得に重点をおくもの。

であり、「職業学級」とは、

ア 同一もしくは同種の商業、工業、農業等の職種に従事する青年を対象とするもの。

イ 主として現在従事している職業に関する職業技術教育の課程を編成するもの。

ウ 原則として商業、工業、農業等について単一学級であるもの。

としている。そして、この補助単価であるが、一般学級2万円に対し、職業学級は3万円となっている。⁽²⁶⁾ 職業学級重視の状況がわかる。また、昭和39年度社会教育局長通知「青年学級開設計画書の提出について」（各都道府県教育委員会教育長宛）を見ると、

「昭和39年度青年学級運営費の補助金の配分にあたっては、およそつぎの諸事項に重点をおいて行う。」とし、「(1) 青年学級は、おおむね二五才までの勤労青年を対象とするが、とくに義務教育終了直後の青年を対象とする教育を重視するものであること。(2) 学習内容については、職業教育の振興をはかるとともに、義務教育終了直後の青年を対象とする学級にあっては、実際生活に即する基礎的な教養の向上をはかるものであること。(3) 都市においては、企業内学級、商店街学級等中小企業等に働く青年のための職場職域で編成される学級を拡充し、農村においては、農村近代化の社会的要請にこたえ農村青年のための学級を充実して、これらの青年の教育の強化をはかるものであること。」⁽²⁷⁾

とうたっている。まだ義務教育終了直後の青年を対象とする青年学級に重点を置いてはいるが、年長青年が中心と思われる企業内学級、商店街学級、農村近代化のための学級への展望が見える。

5 青年学級育成・援助方策の転換

青年学級の勤労青少年教育制度への位置づけはたびたび主張されてきたが、これまでの青年学級とは別の面から図られる。それは勤労青年学校の創出である。昭和39年社会教育局長通知「勤労青年学校開設計画書の提出について」は、「勤労青年学校」の施策化を表している。「勤労青年学校実施要項」にうたわれた勤労青年学校とは、

〔1〕趣旨

義務教育終了後、高等学校に進学しないで直ちに勤労に従事する年少青年に対し、

社会の要請と青年の必要に即した組織的、継続的な教育を行う。

(2) 実施者

原則として都道府県または市とする。

(3) 教育の対象

高等学校に進学しないおおむね満一八才未満の勤労青年とする。

(4) 教育の内容

主として職業または家事に関する基礎的な知識・技能の習得ならびに公民としての教養・態度の向上をはかるものとする。

(5) 教育の形態

(ア) 年間を通じて開設することを原則とするが、季節により弾力性をもたせることができるものとする。

(イ) 生徒数は、およそ180人以上、生徒1人当りの年間学習時間は300時間以上とする。

(6) 指導者

主事・講師等の必要な職員による指導体制を整備するものとする。

(7) 施設設備等

既存の教育機関その他の施設設備を利用するが、とくに必要なものについては、その整備につとめるものとする。」⁽²⁸⁾

である。高等学校に進学しない年少青年（18歳未満の）に年間300時間以上職業または家事に関する基礎的知識・技術を習得させ、公民としての教養・態度の向上をはかろうとするもので、まさに高等学校教育の補習機関としての性格が濃厚である。また、都道府県も実施できるようになっており、これまでの青年学級と違うところである。こうして勤労青年教育体系の一翼を担うべく登場した勤労青年学校であるが1970年をもって姿を消していく。1971年の地方社会教育活動費補助金交付要綱に勤労青年学校は出てこないのである。勤労青年教育としては定時制、通信制高等学校が制度的に確立されており、勤労青年学校をそれらと同等に位置づけることには無理があったと考えられる。勤労青年学校は、結局は年少青年学級ということで一般の青年学級に吸収されていくのである。（勤労青年学校の名称はなくなるが青年学級等として国庫補助対象にはなっていく。）

ところで、『社会教育必携—昭和42版』に「青年教室」が登場する。この青年教室は文部省によって委嘱される青年グループの学習活動である。その委嘱要綱を見ると、

「1 趣旨

社会の急激な進展にともない、勤労青年に対する学習機会の多様化および積極的な提供がのぞまれている。よって、青年の生活実態に即した青年教室の開設を委嘱し、勤労青年グループの学習活動を促進しもって、青年の健全育成に資する。

2 委嘱の対象

市（区）町村教育委員会

3 委嘱の条件

(1) 開設にあたっては勤労青年の生活実態の変ほうと多様性に即する学習機会はいかに

あるべきかを研究し得る企画を行なうこと。

- (2) 開設場所は、公民館・学校・青年の家、その他学習が行なわれるのに適当な場所であること。
- (3) 学習時間は40時間以上であること。
- (4) 参加者は15人以上であること。
- (5) 社会教育主事・公民館主事等が企画・指導にあたるとともに、適切な講師による指導体制を整えること。
- (6) 学習内容は職業および家事に関する知識・技能の習得ならびに、公民としての態度・教養の向上に役立つもので、青年の生活実態および地方の実情に即して具体的な目標を設定すること。
- (7) 学習方法として、実際活動・実験・実習の採用、および教材・教具の利用等について研究的に行なうものとし、かつ青年教室の開設、運営を記録して修了後報告書を提出すること。(以下略)⁽²⁹⁾

となっている。青年学級が補助条件として、30人以上で年間継続的に100時間以上の学習活動となっていることから見ると、15人以上、40時間以上とかなりの条件緩和である。青年学級の退潮が国庫補助要件のきびしさにもあること⁽³⁰⁾からすると、この条件緩和によって小規模青年学級の存続をねらったものといえよう(この規模では「青年学級」とは呼称できないので「青年教室」にしたと考えられる)。また、社会教育主事・公民館主事が企画・指導にあたることになっており、青年学級が青年の自主的活動に基盤をおいていたことからすると大きな違いになっている。特に社会教育主事は行政機関の職員であることにも注目しなければならない。やがてこの青年教室は補助事業に組み込まれていく。1970(昭和45)年の「地方社会教育活動費補助金交付要綱」では「青年学級等青年教育振興費補助」として青年教室は青年学級、勤労青年学校とともに補助対象事業になっている。⁽³¹⁾

さて、勤労青年学校、青年教室が出現して文教施策の中の青年学級の勤労青年教育体系への位置づけは転換せざるを得なくなる。理由は青年学級の大幅な減少にあるといってもよからう。その状況を文部省統計に見ると「表一青年学級等の推移」の通りである。こうして青年学級は、1964年には勤労青年学校に、1967年からは青年教室に席を譲るようになっていく。(勤労青年学校は数年で姿を消すが。)

そして青年学級は、1976(昭和51)年の「地方社会教育活動費補助金交付要綱」には「青年学級等青年教育振興費」としてかけられているが、1977(昭和52)年には、「地方社会教育活動費補助金交付要綱」で「集団学習奨励費」の中に婦人学級、家庭教育学級等と一緒に位置づけられるようになる。この「地方社会教育活動費補助金交付要綱」は1989(平成元)年「地方生涯学習振興費補助金交付要綱」と改められ、1993(平成5)年の「地方生涯学習振興費補助金交付要綱」には「学習事業奨励費」の「社会教育活動総合事業」の中に「青年学級」は補助事業として位置づいてはいる。だが、1995(平成7)年の「地方生涯学習振興費補助金交付要綱」には「青年学級」の名は見ることができなくなる。また、1988年以来公刊されるようになった『我が国の文教施策』にも「青年学級」の記述は全くない。

1992年の統計によれば今日の青年学級は1000学級を割ってしまった。この900余の青年学級も名称こそ青年学級となっているが、青年学級振興法の国庫補助対象要件を満たすものは10指に満たないと思われる。そのことからすれば、「青年学級振興法」は意味を持たなくなってしまっているといわざるを得まい。日青協と対立するなど大変なエネルギーを費やして青年学級を法制化した。それは、青年学級を定時制及び通信制高等学校に通学していない全勤労青年のための教育機関にしようとの遠大な構想があったからにせよ、法制化直後には退潮がはじまるのであり、むしろ婦人学級や高齢者学級のように単独法に基づく学級でなく、社会教育法第五・六条にうたわれている社会教育のための学級・講座として補助するという措置にしたほうが設置する側も参加する側も身軽に（自由・闊達に）活動できたのではなかろうか。1959年、中央青年の家の設置を機会に全国青年学級生大会が毎年実施されてきた。今日この大会は名称を変えて続けられているが、この大会を支える力はもう今の青年学級生にはないと思われる。

注

- (1) 全国青年学級振興協議会『青年学級のあゆみと展望』大蔵省印刷局、1964年、3頁
- (2) 文部省『社会教育の現状－昭和26年』8頁
- (3) 文部省『社会教育の現状－昭和27年度』16頁
- (4) 同上、77頁
- (5) 同上、81～82頁
- (6) 文部省『社会教育の現状－昭和28年度』16頁
- (7) 同上、68～74頁
- (8) 日本青年団協議会編『日本青年団協議会二十年史』日本青年館、昭和46年、93～94頁
- (9) 同上、106～107頁
- (10) 同上、16～17頁
- (11) 青年団研究所『共同学習の手引』日本青年館（1954年）を参照。
- (12) 文部省『社会教育の現状－1954』104頁
- (13) 同上、104～105頁
- (14) 前出『青年学級のあゆみと展望』の中の「青年学級を顧みて」（249～311頁）、「青年学級で学んで」（313～334頁）並びに「将来への期待と展望」（395～437頁）を参照。
- (15) 前出『社会教育の現状1954』105頁
- (16) 同上、105頁
- (17) 同上、161～165頁
- (18) 文部省『社会教育の現状－1955』98頁
- (19) 同上、99頁
- (20) 前出『社会教育の現状－1955』100頁
- (21) 前出『青年学級のあゆみと展望』487～526頁に全文が収録されている。
- (22) 『青少年教育の現状』は1962年から1977年まで毎年行政資料として発行されたものである。
- (23) 『社会教育調査報告書』は文部省指定統計で1955・60・63・68・71・75・78・81・84・87・90・93の各

年度に刊行されている。

- (24) 文部省『社会教育の現状－1955』13～14頁
- (25) 拙稿「青年の家の教育機能」新潟大学教育学部紀要第21巻35～43頁
- (26) 文部省監修『社会教育必携－昭和38年版』第一法規，391～392頁
- (27) 文部省監修『社会教育必携－昭和40年版』第一法規，245頁
- (28) 同上，245～246頁
- (29) 文部省監修『社会教育必携－昭和42年版』第一法規，243頁
- (30) 前出『青年学級のあゆみと展望』の中の「青年学級を顧みて」参照（249～311頁）
- (31) 文部省監修『社会教育必携－昭和46年版』第一法規，244頁